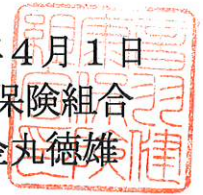


令和8年4月1日
音羽健康保険組合
理事長 金丸徳雄



「令和8年度任意継続被保険者標準報酬月額・保険料」についてお知らせいたします。

記

1) 令和8年度の保険料率は、(75/1000)で変更ありません(内特定保険料として37.681/1000)。

※保険料とは「一般保険料」と「調整保険料」とを合算したものです。「一般保険料」は補助金の給付などに充てる「基本保険料」と、国への拠出金や納付金に充てる「特定保険料」を合算したものとなります。調整保険料は健保連が行う交付事業に対する拠出金です。

2) 令和8年度の「介護保険料率」は(18/1000)で変更ありません。

3) 標準報酬月額の上限額は(590,000円)で変更ありません。

※健康保険法第47条第2項の規定に基づく。昨年9月末日における全被保険者の標準報酬月額の100分の75に相当する額です。

4) 令和8年度から子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える「子ども・子育て支援金制度」が始まります。この支援金は、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付などさまざまな施策に充てられます。この支援金を令和8年4月分保険料より、健康保険料・介護保険料と合わせて健康保険組合が代行して徴収します。徴収金額は「令和8年度保険料改定通知書」記載のとおりとなります(徴収額は退職時の標準報酬月額により、異なります)。

以上